

第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

萩市歴史的風致維持向上計画（計画期間：平成20年（2008）～30年（2018））に基づき、萩まちじゅう博物館構想を推進するため、新たな交流拠点施設の整備、周遊ルートの実現を図るための案内看板や誘導看板の設置、主要街道の起点である唐樋札場跡^{からひだばあと}や堀内地区伝統的建造物群保存地区内の鍵曲^{かいまがり}（敵の侵入を防ぐために造られた城下町ならではの鍵の手に曲がった通路）の整備、また、藩政時代より続く伝統的祭礼や、地域における固有の伝統文化、技術の継承に対する支援を行うなど、歴史的風致の維持及び向上に積極的に取り組んできた。

このような取組の成果から、萩市の5資産を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界文化遺産の登録へつながり、歴史的価値及び歴史的景観の向上や情報発信の強化により、観光客や外国人観光客の宿泊者数が増加した。また、市民団体や市民、行政が協働で「萩まちじゅう博物館構想」を推進したことにより、良好な景観形成に対する理解や自発的な活動が推進されるなど歴史的風致の維持・向上の取組が広がりを見せた。

（1）歴史的建造物の保存・活用及び周辺環境の保全に関する課題

萩市には古代から近代に到るまでの数多くの歴史上価値の高い建造物等が現代に受け継がれ、それぞれの地域の歴史的風致の形成に寄与している。このうち、萩市の歴史的風致の中核をなす国指定の重要文化財等文化財である建造物等の総数は34件である。これらは、武家屋敷、藩関連施設、往還路、町家など萩藩の城下町に関連するものと在郷地主の住宅や古墳、峡谷など阿武地域に受け継がれてきたものがある。また、これらの他に、県・市指定の文化財である建造物等の総数は64件に上る。加えて、未だ文化財に指定されていない武家屋敷や町家、社寺建築、農家などの他、これらと一体となった門、塀、石垣、水路などの建造物が日常生活の中で相当数が受け継がれている。これらについては、過去の調査により三角州内に限っても約1600件の物件が確認されている。

しかしながら、歴史的建造物については、所有者の高齢化等による理由から、管理や保存が年々難しくなっている状況にある。また、歴史的な価値を持っている可能性があるにも関わらず、未調査のため文化財指定されていない建造物もある。建造物の維持管理等にかかる費用は、所有者にとって大きな負担となっており、このままでは空き家が増加し歴史的景観を損なう恐れがある。これらの歴史的建造物は、地域固有の歴史や文化を広く人々に伝えていく役割を有しているが、そのほとんどが所有者の裁量に任されている状況にあり、活用の推進が図られていない。

また、萩には古代から藩政期、明治維新を経て現代に及ぶ長い歴史があり、それを物語る



老朽化の進んだ土蔵

ように多くの文化財や歴史的なまちなみが多く残されている。萩城城下町をはじめとする重点景観計画区域では、江戸時代から残る街並が訪れる人々に往年の風景を伝えているが、その周遊ルートには細い路地や一方通行も多くあり、車両の通行等におけるルールの徹底や安全な歩行空間が確保されていない地域がある。

(2) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する課題

萩市においては高齢化及び過疎化の進行が著しく、その結果、町内会においても若年層の減少から、組織の弱体化が懸念されている。萩市固有の伝統文化、伝統産業の継承については、その母体を町内会組織に依存していることが多く、高齢化及び少子化に伴う指導者の減少や後継者の確保が困難な状況にある。また、伝統文化や伝統産業に係る後継者の育成には多大な時間を要するため、技術の継承や行事の継続が危ぶまれている。



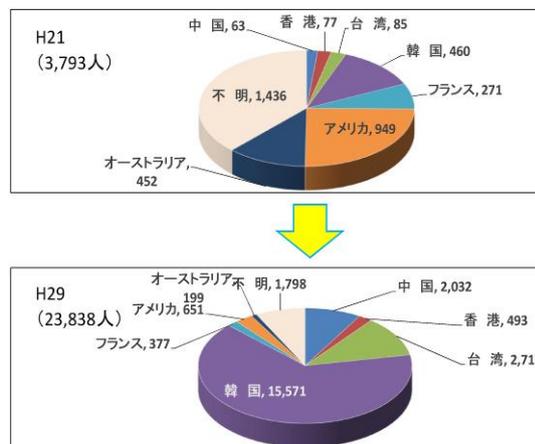
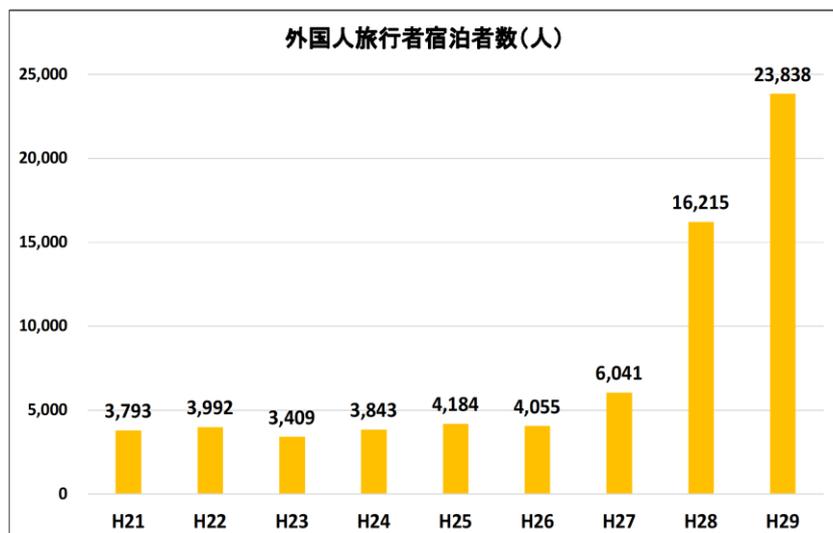
神代の舞(市指定の無形民俗文化財)

(3) 歴史的風致の普及・啓発に関する課題

本市の歴史的風致は、歴史的資源として永年にわたり大事に受け継がれてきた市民共通の財産である。市民が、この歴史的風致を理解し、そして協力しながら次世代に継承していくことは、郷土に対する深い愛着に繋がる。一方で歴史的風致は、本市へ多くの観光客を招き入れる優れた観光資源でもある。

しかしながら、本市固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と歴史的建造物が一体となって形成している歴史的風致を、市民や萩を訪れる多くの観光客に効果的に伝えることのできる環境が整っておらず、本市の魅力が十分に伝えられていない状況にある。

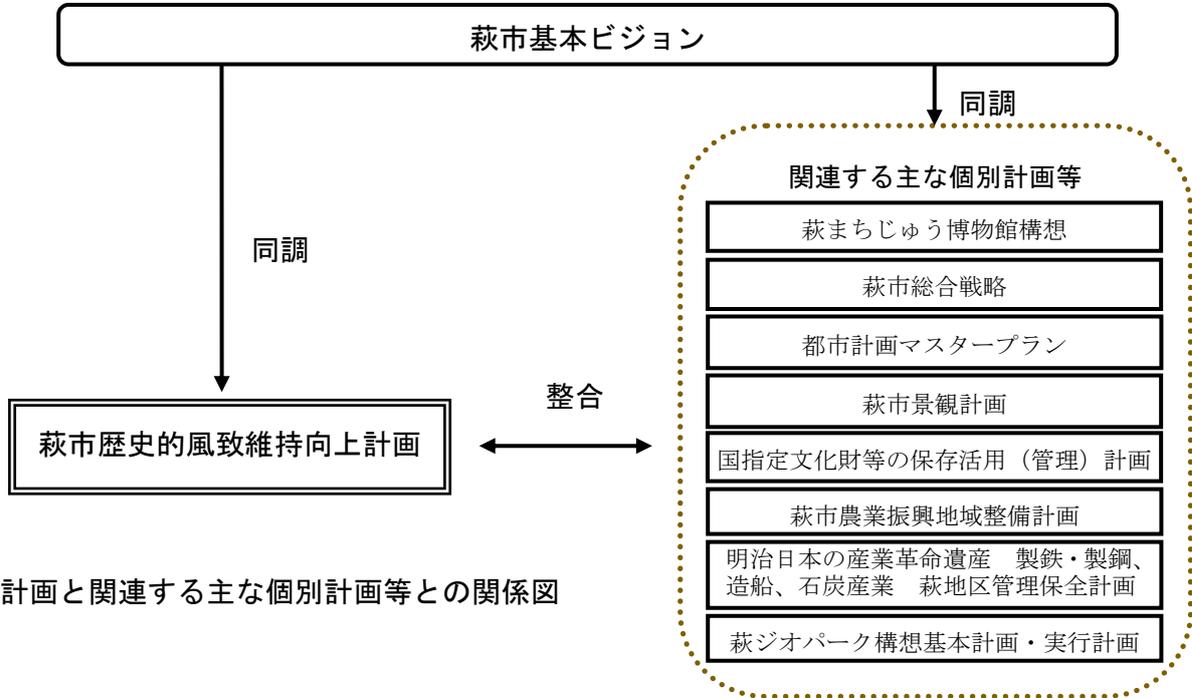
また、近年増加している多様な外国人観光客に対する受け入れ環境が整備されていない。



2. 既存計画との関連性

萩市では、市内に豊富に遺存する文化遺産を将来にわたって確実に継承していくため、文化財保護に努めるとともに、歴史的景観の保存に取り組んでいる。

本計画は、萩の豊かな歴史的風致の維持及び向上を図り、もって萩市のまちづくりの基軸をなすものとして、以下に示す萩市の構想や計画と関連するものとして位置づける。



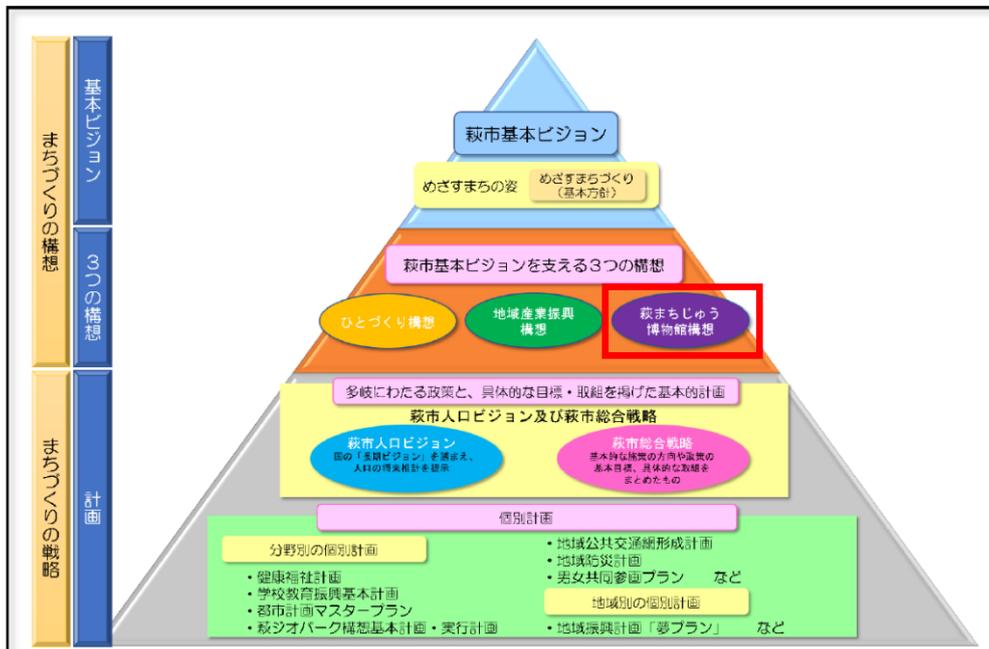
本計画と関連する主な個別計画等との関係図

(1) 萩市基本ビジョン（平成 30 年（2018）6 月策定）

（計画期間：平成 30 年度（2018）～平成 39 年度（2027））

本市は、平成 30 年（2018）に、萩市の将来像や、まちづくりの方向性を市民と共有し、市民と行政が一体となって進めるまちづくりの指針となる「萩市基本ビジョン」を策定した。

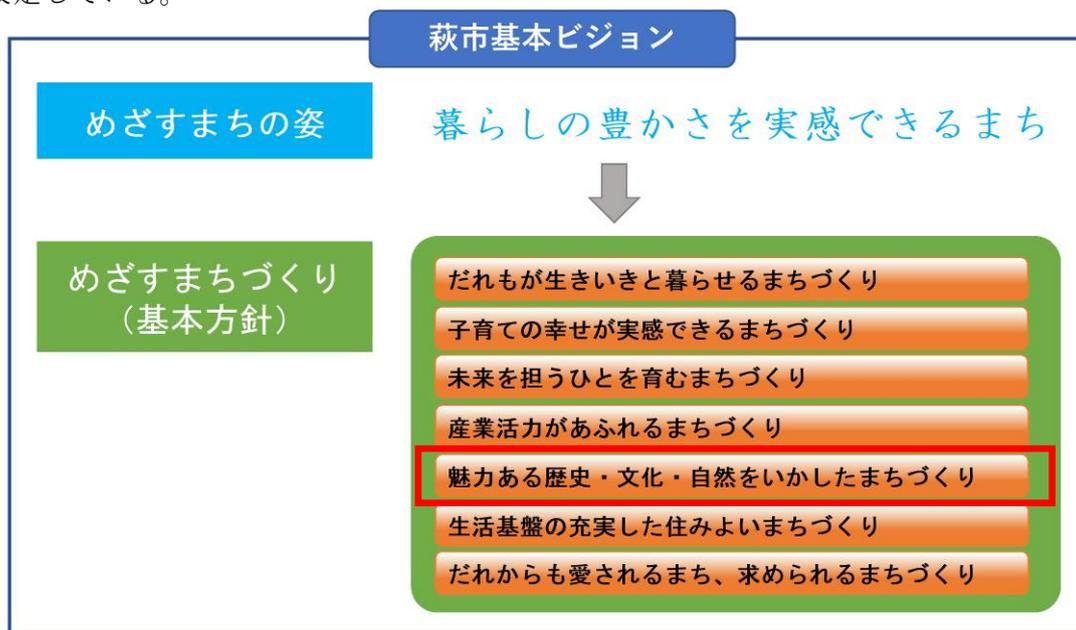
本ビジョンは、総合的かつ計画的な運営を行うため、萩市の政策体系において、各分野にわたる各種計画の基本となり、最上位に位置づけられる計画である。



【めざすまちの姿】

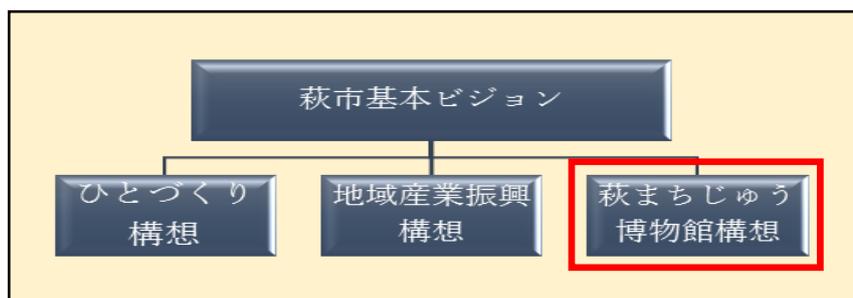
本市にある素晴らしい地域資源をいかし、都市機能の充実・強化を図り、人口減少に歯止めをかけるとともに、活力と魅力ある萩市を次代に引き継いでいくことが求められている。

市民、民間団体、企業、行政等が互いに連携し、支えあいながら、ひとが輝き、産業活力がみなぎり、まちがきらめく萩の未来を創造し、住みよいまち、住みたくなるまちとなるよう、「暮らしの豊かさを実感できるまち」を本市のめざすまちの姿と定め、7つの基本方針を設定している。



【基本ビジョンを支える3つの構想】

萩市基本ビジョンを支えるため、ひとづくりに関する構想、地域産業振興に関する構想、萩まちじゅう博物館構想の3つの構想を掲げている。これらの構想は萩市基本ビジョンの目指すべき方向と一致するものである。



萩市基本ビジョンでは、本ビジョンを支える3つの構想の一つに「萩まちじゅう博物館構想」を位置付けている。「萩まちじゅう博物館構想」では、萩市内全域を屋根のない博物館としてとらえ、その中で展開している歴史や文化、自然や民俗、産業など、萩ならではのおたからを保存・活用し、次世代に確実に継承していくことによって、魅力あふれるまちづくりを進めることとしている。また、これまでの萩まちじゅう博物館構想を一層深化させるとともに、産業やひとづくりと連動させた萩まちじゅう博物館構想の新しい展開を進めていくこととしている。

(2) 萩まちじゅう博物館構想（平成 15 年（2003）10 月策定）

萩まちじゅう博物館構想は、数多くの文化遺産が豊富に存在する萩市において、萩市全域を屋根のない博物館と捉えるまちづくり、観光地づくりの取組みとして平成 15 年（2003）10 月に策定された。萩市では、この取組みを確実なものとするため、萩まちじゅう博物館を推進することを目的とし、この実現に向けた市と市民の責務などを定めた萩まちじゅう博物館条例を平成 16 年（2004）に制定するとともに、「萩まちじゅう博物館基本計画・行動計画」を策定し、萩の歴史的風致を活かしたまちづくりの実現に向けて各種施策・事業に取り組んできた。令和 2 年 10 月には、大きく変化している社会環境に対応し、持続可能なまちづくり・観光地づくりを行うため、構想の改定を行った。改定した構想では、新たに以下の基本理念と基本方針を定め、取組みを一層進化させ、産業やひとづくりと連動させた新しい展開を進めていくこととしている。

これからの構想の基本理念と基本方針

基本理念

萩の“おたから”を活かした
協働によるまちづくり・観光地づくり

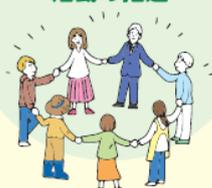


基本方針

おたからの再発見・
保存・活用・魅力発信



おたからを通じた
多様なコミュニティの形成・
活動の推進



おたからを活かした
経済活動の推進



おたからを



活かす人材の育成

(3) 萩市総合戦略 第1期：平成27年（2015）10月策定

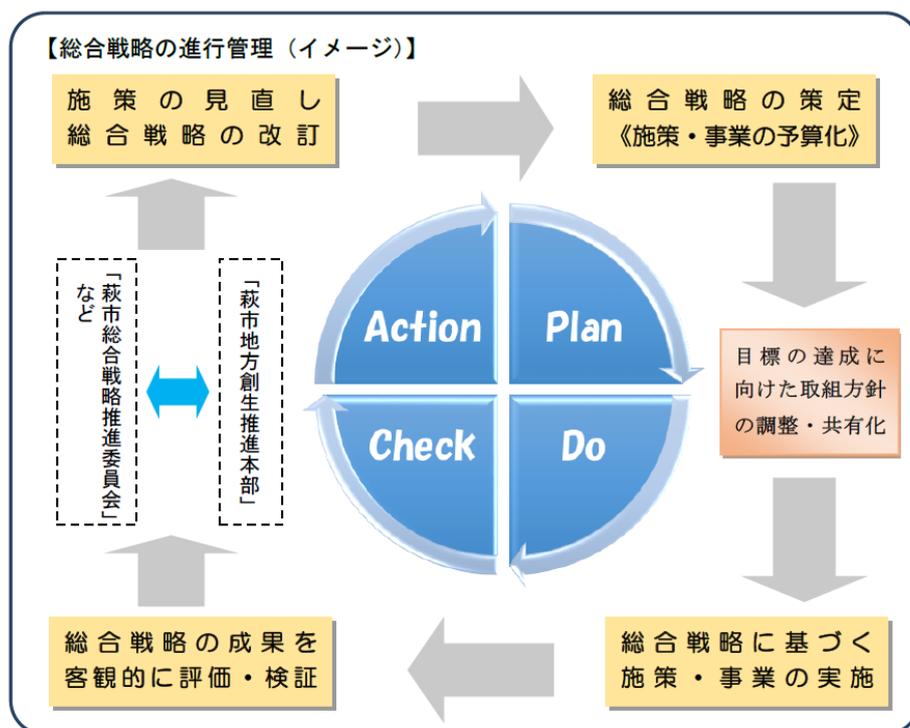
計画期間 平成27年度（2015）～平成31年度（2019）

第2期：令和2年（2020）3月策定

計画期間 令和2年度（2020）～令和6年度（2024）

本市では、平成26年（2014）に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方創生と本市がこれまで課題解決に向け展開してきた諸施策とを合わせ、人口定住に向けた取組を更に推し進めるべく、「萩にあるもの、萩にしかないもの」を活用した「萩の創生」に向け、「萩市総合戦略」を平成27年（2015）に策定した。第2期では第1期の検証を踏まえ、地方創生の諸施策を萩市基本ビジョンのもと再構築し、国・山口県の総合戦略を勘案しつつ、萩市の実情に応じた実践的な計画として策定し、実効性のある地方創生の取組を進めていくこととしている。

本戦略を実現するために設定された7つの基本目標の1つに、「魅力ある歴史・文化・自然をいかしたまちづくり」を掲げ、世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」の構成資産である萩の産業遺産群をはじめ、誇るべき城下町などの町並み保存や歴史的建造物などの保存・活用を積極的に行い、後世に継承するとともに、観光地経営の視点に立ち、地域資源を有機的に結び付けることによる新たな魅力の創出や地域経済の振興につながるまちづくりを目指すことが掲げられていることから、萩市の歴史風致の維持及び向上への取組は、本戦略の実現に必要不可欠な要素となっている。

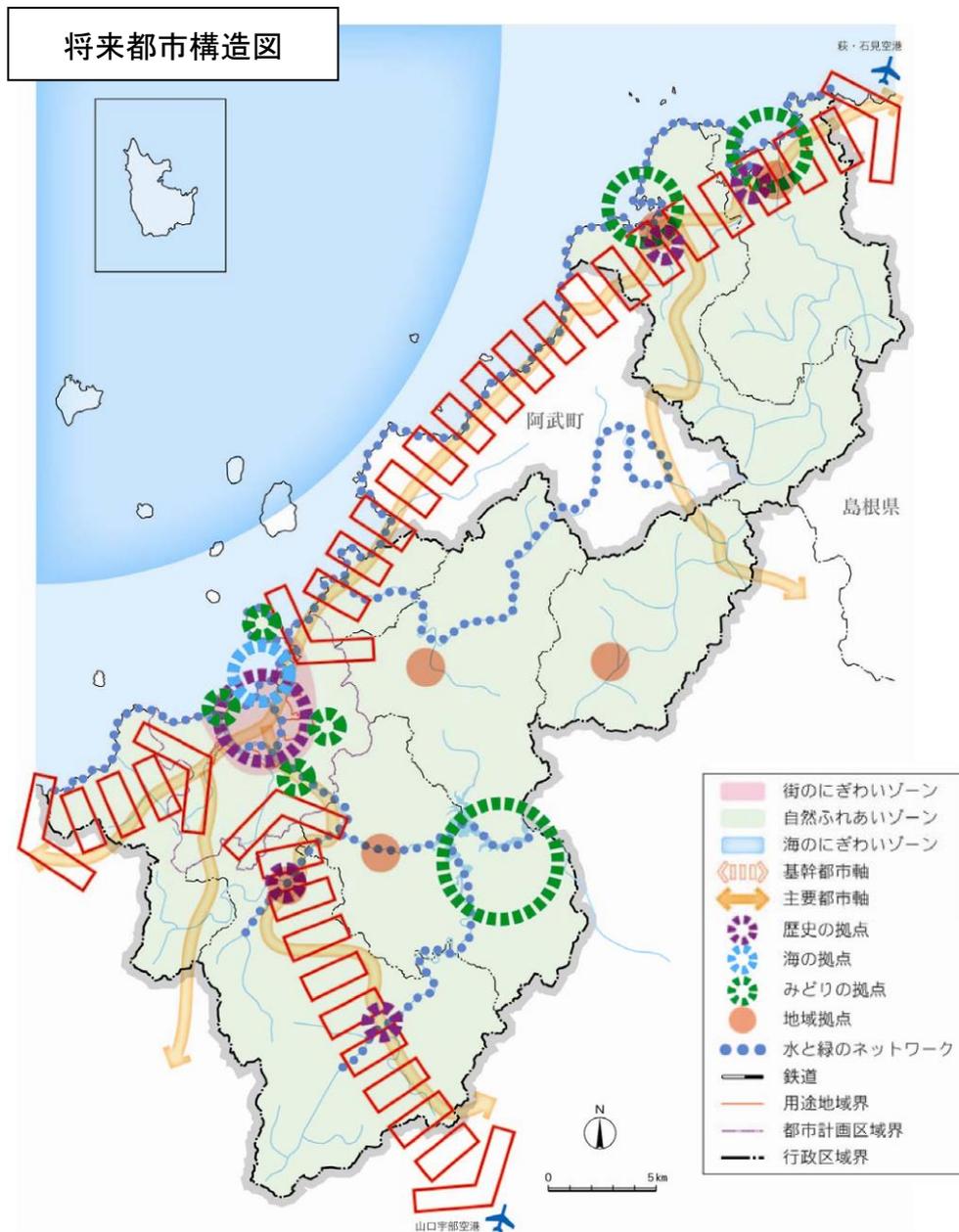


(4) 萩市都市計画マスタープラン（平成16年（2004）3月策定）

萩市では、旧城下町を中心とした一帯及びその周辺を都市計画法に基づく都市計画区域に定めている。この区域内における都市計画の基本方針を示す「萩市都市計画マスタープラン」を平成16年（2004）に策定した。また、平成19年（2007）の「萩市将来展望」の策定を受け、市町村合併後の市全域を対象として、より詳細で具体的な方針となるマスタープランを平成23年（2011）に策定した。

このプランの目指すべき都市の将来像を「海・川・山の豊かな自然に囲まれた歴史文化都市・萩」とし、貴重な自然・歴史環境と共存しつつ、歴史のまちの機能の充実を図り、安心して住み続けられるまちづくりを進めていくことが必要であるとしている。

そこで、「萩まちじゅう博物館を推進し、個性と活力のあるまちをつくる」「水とみどりと心豊かなまちをつくる」「安全で安心して快適に暮らせるまちをつくる」の3項目を都市づくりの基本的な方向とし、整備・開発と保全との調和のとれたまちづくりを都市計画の主要テーマとして設定している。



(5) 萩市景観計画（平成19年（2007）10月策定）

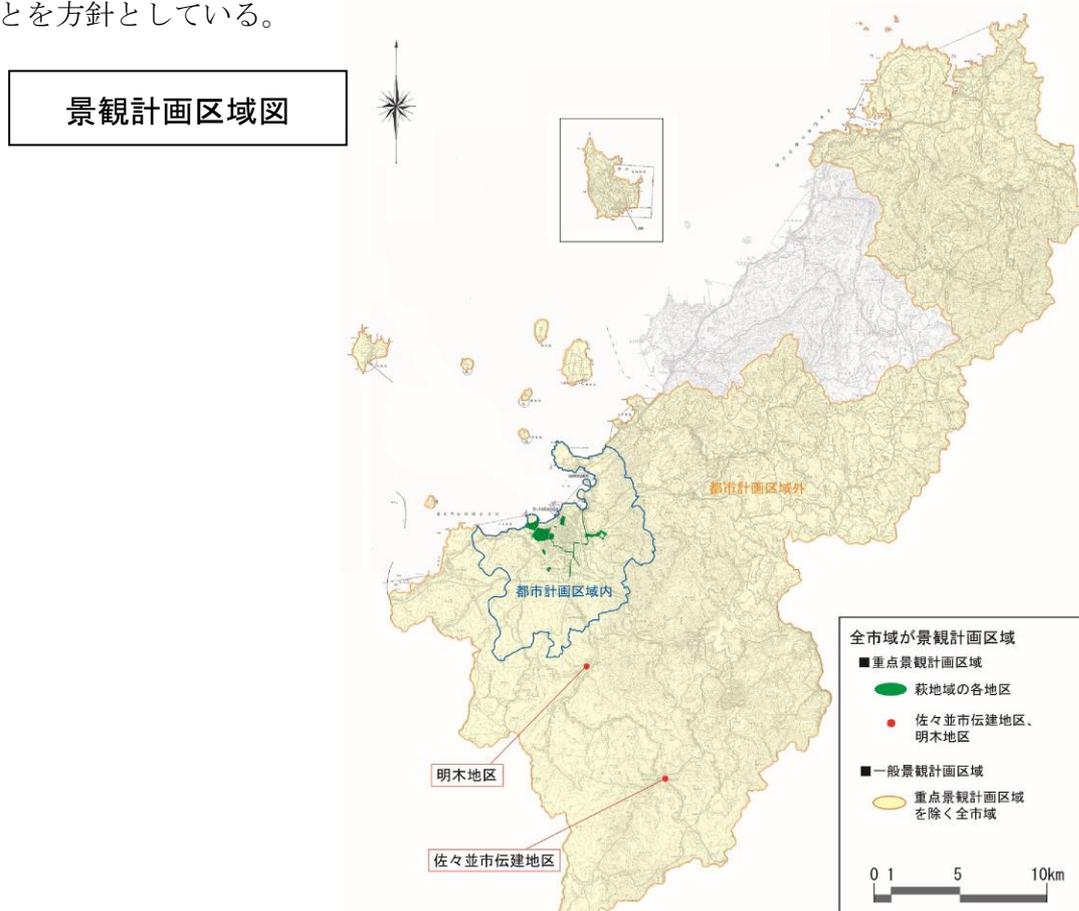
萩市は城下町を中心とした歴史的景観の保全に取り組んできた。昭和47年（1972）に、失われつつあった歴史的景観を保全するために萩市歴史的景観保存条例を制定し、市内7箇所を歴史的景観保存地区に指定した。この条例を平成2年（1990）に萩市都市景観条例に改定し、歴史的景観の保全に加え、新たに形成される都市計画区域内の都市景観についても、萩の歴史的景観と調和を図るための措置を講じることを義務付けた。

その後、平成16年（2004）に景観法が制定されたことを受け、萩市では、同法に基づく景観行政団体の指定を受け、平成19年（2007）にこれまでの萩市都市景観条例を廃止し、景観法に基づく萩市景観条例を制定するとともに萩市景観計画を定めた。

さらに平成31年（2019）には、「歴史的風致の積極的な保全」に「産業振興・にぎわい創出」の方針を追加し、双方の方針に基づく景観形成のメリハリをつける内容に基準内容を見直した。

この計画では、萩市全域を景観計画区域として指定している。特に歴史的風致の保全やこれと調和する良好な景観の形成を図るべき地区等として、史跡、国選定重要伝統的建造物群保存地区、歴史的景観保存地区、都市景観形成地区及び市内の歴史的景観が残る地区を重点景観計画区域に指定し、これら以外の区域を一般景観計画区域に指定している。

そして、萩のまちづくりの最上位計画となる萩市基本ビジョンの基本理念に基づく取組みを全市域において推進していくことにより、美しい歴史的景観や豊かな自然景観の保全と市街地のにぎわい創出も両立する形での良好な景観形成を中心としたまちづくりを目指すことを方針としている。



一般景観計画区域は、下表に記載する6地区に分けし、それぞれの大規模建築物等を対象に高さや形態、色彩、その他意匠に関する景観形成基準を定め、適正に指導を行うこととし、基準に合致しないものは勧告または変更命令の措置を行うこととしている。

特に、建築物の高さ制限については、数値基準を川内地区及び川外都市計画区域B地区で10mまたは16m、商業地区、川外都市計画区域A地区で20mに設定し、萩の地域特性と調和した眺望景観の確保を図っている。

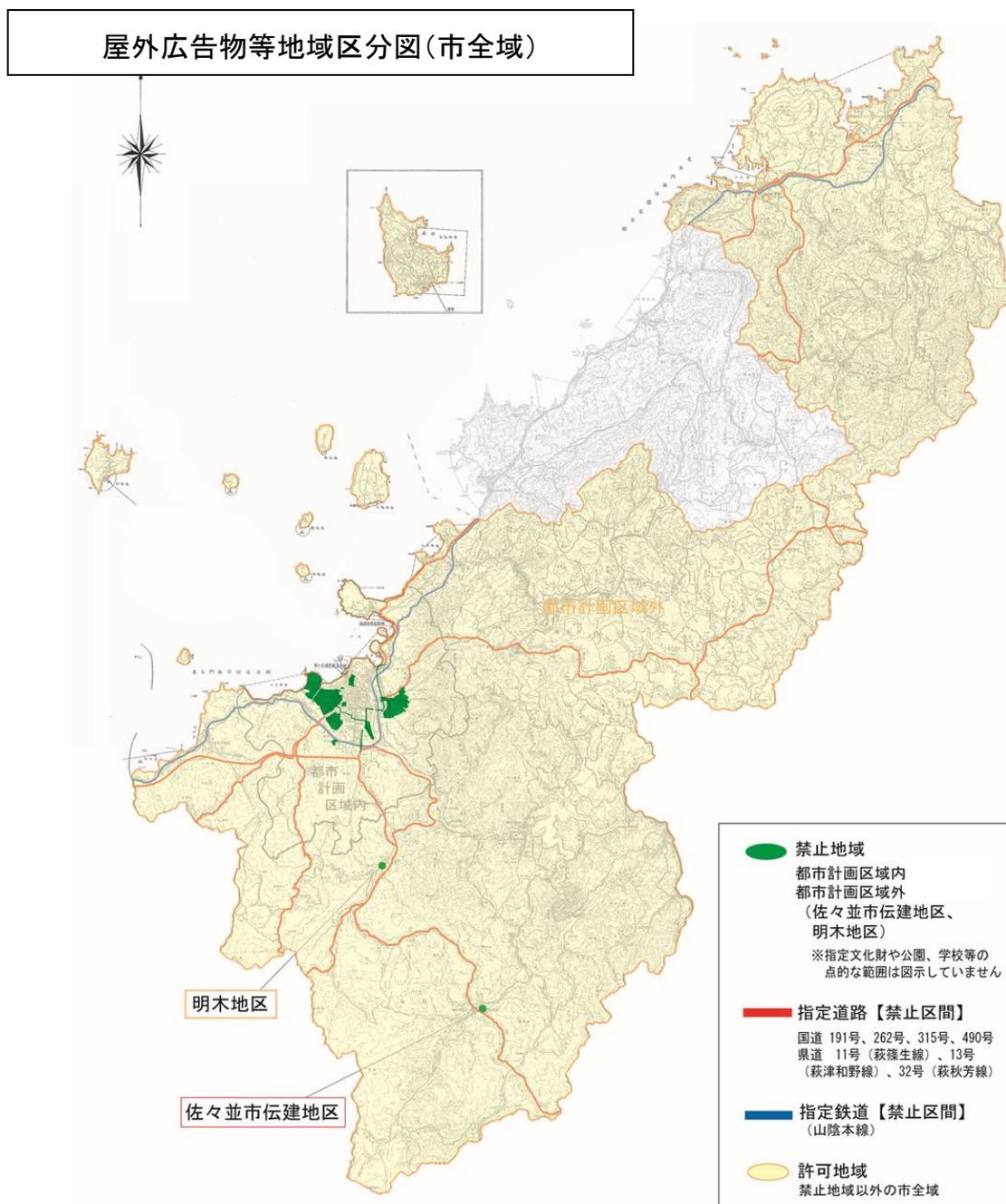
■萩市景観計画に定める一般景観計画区域

区域の名称		区域の概要
川内地区		商業地区を除く松本川、橋本川内の三角州区域
川外 都市 計画 区域	東萩駅周辺地区	東萩駅及びその周辺の区域
	A地区	・新川・無田ヶ原・松本市地区及びその周辺区域 ・中津江公営住宅及びその周辺区域 ・商業地区を除く椿地区及びその周辺区域 ・玉江の一部
	B地区	東萩駅周辺地区、A地区を除く川外の用途指定区域及びその周辺区域
市街地周辺地区		東萩駅周辺地区、A地区及びB地区を除く川外の都市計画区域及び都市計画区域外
商業地区		用途地域における商業地域及び近隣商業地域 ※東萩駅周辺地区、重点景観計画区域を除く

○一般景観計画区域における届出対象行為

- ①下記の建築物の新築、増築、改築、移転、過半の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩変更
 - ・大規模建築物…高さ13mを超えるか延床面積500㎡を超えるもの
 - ・その他建築物…規模の大小にかかわらず、屋根・外壁に派手な色彩や派手な飾り等を施すもの、特異な屋根を持つもの、特異な形態のもの
- ②下記の工作物の新設、増築、改築、移転、過半の外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩変更
 - ・よう壁類で高さが2mを超えかつ見付面積が20㎡を超えるもの
 - ・その他の工作物で高さ13mを超えるものか総水平投影面積が500㎡を超えるもの
- ③その他の事項
 - ・3000㎡以上の宅地造成
(開発許可申請は、別途関係部署に対しても必要)

また、萩市では、歴史的風致の保全と調和に大きな影響を与える屋外広告物の規制について、平成20年（2008）に萩市屋外広告物等に関する条例を制定し、屋外広告物に関する事務権限の移管を平成20年（2008）に山口県より受けた。また、平成31年（2019）には、産業振興のにぎわい創出を念頭に置き、条例施行規則で規定する基準内容を見直した。この条例の目的として「屋外広告物の表示及び掲出物件の設置並びにこれらの維持について必要な規制を行い、あわせて、特定屋内広告物の表示及び維持について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、及び風致を維持する」ことを明記し、市全域を許可地域3種類、禁止地域4種類に区域設定し、地域の特性や広告物の種類に応じて、高さ、大きさ、色彩、形態などの基準を定め、地域特性と調和した景観誘導を図っている。



(6) 史跡萩城跡、史跡萩城城下町、史跡木戸孝允旧宅保存管理計画

(平成 26 年 (2014) 3 月策定)

史跡萩城跡は、慶長 9 年(1604)に毛利輝元によって築城された近世城郭である。背後の守りを日本海に突き出した指月山にまかせ、山頂に要害(本丸・二の丸)を配置する一方、天守や御殿は山麓の平地に配置している。このように、平城であると同時に海城であるという近世城郭の特徴と、中世山城の特徴とをあわせもつ、独特の縄張りである。昭和 26 年(1951)に国の史跡に指定された。

史跡萩城城下町は、萩城と外堀によって区画される萩城城下町の中でも特に良好に当時の遺構が残る地域で、御成道とこれに直交する 3 本の小路(菊屋横町、伊勢屋横町、江戸屋横町)に面して、中級の武家屋敷及び豪商の町家が建築されており、現在でもこのような建物及びそれらに付属する土塀・生垣など城下町としての景観及び当時の身分制度に基づく町割りがそのまま残っている。昭和 42 年(1967)に国の史跡に指定された。

史跡木戸孝允旧宅は、明治維新の三傑のひとり、木戸孝允(桂小五郎)の実家、和田昌景の家である。木戸孝允は天保 4 年(1833)この家に生れ、嘉永 5 年(1852)に江戸に出るまでの約 20 年間にこの家で過ごした。木戸孝允が誕生した部屋や庭園など、当時の姿をよく残している。昭和 7 年に国の史跡に指定された。

当計画は、これらの貴重な史跡をより良い形で将来に引き継ぐことを目的として、平成 25 年度に、文化庁、山口県と「史跡萩城跡等整備委員会」の助言・指導を受けて、萩市が策定したものである。

計画書では、第 3 章・第 4 章で史跡の概要を確認し、第 5 章では史跡の本質的価値として、史跡萩城跡では、「①西南雄藩毛利氏によって築城された、巧みな縄張りを持つ近世城郭 ②石垣や堀等の城郭の骨格が良好に残存する ③自然環境と歴史景観が融合した景勝地 ④周辺環境と共に保存されてきた地域遺産」、史跡萩城城下町・史跡木戸孝允旧宅では、「①藩政時代の城下町の町割りが往時の建物とともに残る ②幕末から明治にかけての転換期に活躍した人々が生れ暮らした町 ③歴史的町並み保存の先駆けとして保存・公開されてきた地区」とし、さらに史跡の構成要素を明確にした上で、保存活用の基本方針や現状変更の等の取扱い基準を具体的に示した。第 6 章で整備・活用の基本方針、第 7 章では運営体制、最終の第 8 章で今後の課題についてまとめている。

(7) 史跡萩反射炉保存管理計画（平成 25 年（2013）3 月策定）

史跡萩反射炉は、幕末の萩藩が、軍事力強化の一環として洋式鉄製大砲を造るため、試作的に「雛型（試作した西洋式溶鉱炉である反射炉）」を築造したものである。大正 13 年（1924）に国の史跡に指定された。

当計画は、この貴重な史跡をより良い形で将来に引き継ぐことを目的として、平成 24 年度（2012）に、文化庁、山口県と「萩近代化遺産保存管理計画検討委員会」の助言・指導を受けて、萩市が策定したものである。

計画書では、第 2 章で史跡の概要を確認し、第 3 章では史跡の本質的価値として、「①自力による大砲鑄造の近代化を試みた証し ②日本の近代産業史上、貴重な遺跡 ③地域環境を活かした立地と、地域素材・技術を活用して築造された資産 ④地域の歴史・観光資源として保存活用が図られてきた歴史遺産」とし、さらに史跡の構成要素を明確にした上で、保存活用の基本方針や現状変更の等の取扱い基準を具体的に示した。第 4 章で整備・活用の基本方針、第 5 章では運営体制、最終の第 6 章で今後の課題についてまとめている。

(8) 史跡恵美須ヶ鼻造船所跡保存管理計画（平成 26 年（2014）3 月策定）

史跡恵美須ヶ鼻造船所跡は、幕末に萩（長州）藩が洋式帆船を建造した造船所跡である。

安政 3 年（1856）にロシアの技術によって「丙辰丸」、万延元年（1860）にオランダの技術によって「庚申丸」を建造した。平成 25 年（2013）に国の史跡に指定された。

当計画は、この貴重な史跡をより良い形で将来に引き継ぐことを目的として、平成 24・25 年度（2012・2013）に、文化庁、山口県と「史跡萩城跡等整備委員会」の助言・指導を受けて、萩市が策定したものである。

計画書では、第 2 章で史跡の概要を確認し、第 3 章では史跡の本質的価値として、「①数少ない近代西洋造船所跡の調査例であり、幕末期の造船所の構造を知るうえで貴重な遺跡 ②異なる 2 つの洋式造船術によって萩（長州）藩最初の洋式軍艦「丙辰丸」と、「庚申丸」の建造を行った造船所跡 ③萩（長州）藩が自力で船の洋式化、近代化に取り組んだ証し ④造船所が稼動していた時期の環境が継承されている遺跡」とし、さらに史跡の構成要素を明確にしたうえで、保存活用の基本方針や現状変更の等の取扱い基準を具体的に示した。第 4 章で整備・活用の基本方針、第 5 章では運営体制、最終の第 6 章で今後の課題についてまとめている。

(9) 史跡松下村塾・史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅保存管理計画（平成 25 年（2013）3 月策定）

史跡松下村塾は、安政 4 年(1857)、吉田松陰の生家の杉家内にあった小舎を、吉田松陰らが修理し、8 畳 1 室を松下村塾として門弟の教育の場としたものである。その後松陰を慕って集まる門弟も次第に多くなったため、安政 5 年に 10 畳半を増築した。ここで松陰が門弟を指導したのはわずか 1 年間であるが、高杉晋作、久坂玄瑞を始め、伊藤博文、山県有朋らがここで学び、倒幕運動、さらには明治新政府で活躍することになった。大正 11 年（1922）に国の史跡に指定された。

史跡吉田松陰幽囚ノ旧宅は、吉田松陰の実家、杉家の旧宅である。吉田松陰は、安政元年（1854）、伊豆国下田でアメリカ軍艦による海外渡航に失敗し、江戸、さらに萩の牢獄に入れられたあと、安政 2 年(1855)に釈放されてこの旧宅東側の 1 室（幽囚室）に謹慎した。この幽囚室で近親者や近隣の子弟たちに孟子や武教全書を講じた。その後安政 4 年（1857）からは消化村塾の建物に移り、門弟の指導に当たった。大正 11 年(1922)に国の史跡に指定された。

当計画は、これらの貴重な史跡をより良い形で将来に引き継ぐことを目的として、平成 24 年度(2012)に、文化庁、山口県、宗教法人松陰神社と「萩近代化遺産保存管理計画検討委員会」の助言・指導を受けて、萩市が策定したものである。

計画書では、第 2 章で史跡の概要を確認し、第 3 章では史跡の本質的価値として、「①日本の近代化に人材育成の面から貢献した私塾 ②日本の教育史上貴重な歴史遺産 ③吉田松陰の遺品、遺墨と共に保存されてきた史跡 ④周辺環境と共に保存されてきた地域資産 ⑤松下村塾、吉田松陰幽囚ノ旧宅の建築としての価値」とし、さらに史跡の構成要素を明確にした上で、保存活用の基本方針や現状変更の等の取扱い基準を具体的に示した。第 4 章で整備・活用の基本方針、第 5 章では運営体制、最終の第 6 章で今後の課題についてまとめている。

(10) 史跡旧萩藩校明倫館保存活用計画（平成 29 年（2017）3 月策定）

史跡旧萩藩校明倫館は、享保 3 年（1718）、家臣の文武修行を目的として、萩藩第 5 代藩主毛利吉元が、萩城三の丸に創建した。敷地は 940 坪であった。それから 130 年後の嘉永 2 年（1849）、13 代藩主毛利敬親により江向の地に移転・新築された。敷地は 1 万 5184 坪、建物総坪数 1 万 1328 坪、練兵場 3020 坪の広大な規模を持っていた。昭和 4 年（1929）に「明倫館水練池附明倫館碑」として国の史跡に指定され、昭和 24 年（1949）に有備館が追加指定された。さらに平成 15 年(2003)に範囲を拡大し、「旧萩藩校明倫館」と名称変更した。

当計画は、この貴重な史跡をより良い形で将来に引き継ぐことを目的として、平成 28 年度(2016)に、文化庁、山口県と「史跡旧萩藩校明倫館保存活用計画策定委員会」の助言・指導

を受けて、萩市が策定したものである。

計画書では、第3章で史跡の概要を確認し、第4章では史跡の本質的価値として、「①藩校としての価値…史跡（文化財）としての価値 ②幕末維新期における歴史の礎としての価値…教育精神の場としての価値 ③歴史文化資産としての価値…今に受け継ぐ教育精神の象徴としての価値」とし、さらに史跡の構成要素を明確にした。第5章で現状と課題、第6章で大綱と基本方針を策定し、第7章で保存・管理として、保存活用の基本方針や現状変更の等の取扱い基準を具体的に示した。第8章で活用、第9章で整備、第10章で運営・体制、第11章で施策実施計画の策定・実施についてまとめている。

(11) 萩市堀内地区伝統的建造物群保存地区保存計画（平成17年（2005）2月最終改定）

当計画は、昭和51年の国選定重要伝統的建造物群保存地区選定時に定められた保存計画（昭和51年6月8日制定）を、その後の保存地区の保存事業の進捗、社会情勢の変化を踏まえて、全面的に改正したものである。選定以来これまで、住民と行政の協力により毎年少しずつ進められてきた保存地区内の伝統的建造物群の保存等をより確かなものとし、保存地区内の住民及び萩市民の共有財産として未来にわたりこれらを保存するとともに、積極的に活用をはかることにより、萩市の歴史的環境の保全と保存地区内の住民の生活環境の向上に資することを目的としている。

(12) 萩市平安古地区伝統的建造物群保存地区保存計画（平成17年（2005）2月最終改定）

当計画は、昭和51年の国選定重要伝統的建造物群保存地区選定時に定められた保存計画（昭和51年6月8日制定）を、その後の保存地区の保存事業の進捗、社会情勢の変化を踏まえて、全面的に改正したものである。選定以来これまで、住民と行政の協力により毎年少しずつ進められてきた保存地区内の伝統的建造物群の保存等をより確かなものとし、保存地区内の住民及び萩市民の共有財産として未来にわたりこれらを保存するとともに、積極的に活用をはかることにより、萩市の歴史的環境の保全と保存地区内の住民の生活環境の向上に資することを目的としている。

(13) 萩市浜崎伝統的建造物群保存地区保存計画（平成13年（2001）8月策定）

当計画は、浜崎の住民の創意と発意を尊重し、浜崎の先達が長い年月をかけてつくり上げた町並みを、浜崎の住民並びに萩市民の共有財産として未来にわたり保存するとともに、積極的に活用をはかることにより、萩市の歴史的環境の保全と浜崎の住民の生活環境の向上に資することを目的としている。

(14) 萩市農業振興地域整備計画（平成6年（1994）策定）

本市では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、平成6年（1994）に「萩市農業振興地域整備計画」（萩地域）を策定している。

本計画は第1から第8までの計画及び附図から構成され、「第1 農業生産の総合振興に関する基本方針」では農業生産振興の基本方針として、以下第2から第7までの農用地利用計画、農業生産基盤の整備開発計画等の視点から農業生産及び農村生活環境の総合的な振興を図ることとしている。

「第2 農用地利用計画」では、土地利用の方向性として、生産基盤の整備、農業経営の合理化及び地域の活性化を図るなかで、農業を推進するうえで不可欠な農地を確保するとともに、山林原野の有効利用と住宅地の造成、企業・公共用施設用地の確保等、都市的機能の整備を相互に協調しながら図ることとしている。

「第3 農業生産基盤の整備開発計画」では、土地基盤の整備及び開発の方向性として、地域環境の保全に関する計画と調和が図れるよう留意しながら、ほ場整備、農道、農業集落排水施設、用排水路等の施設整備等を総合的かつ計画的に推進し、大型機械作業に対応するなど土地利用型農業の高度化を図ることとしている。

「第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画」では、中核農家の営農類型ごとに流動化目標面積を設け、農地を着実に中核農家に集積し、経営規模の拡大に結び付ける。また、農作業の受委託、作付け集団化等により、農作業の効率化と農地の有効利用を促進することとしている。

「第5 農業近代化施設の整備計画」では、基幹作物である水稲との複合経営の方向付けを行うため、中核農家の育成及び生産組織の確立等、生産体制の整備を目処に生産流通過程における近代化施設等の整備を促進することとしている。

「第6 農業従事者の安定的な就業の促進計画」では、農地の有効利用・流動化の推進活動や斡旋の段階において就業意向の把握、就業相談を行うこととしている。また、農地の利用計画との調整を図りながら企業誘致をすすめるとともに、一次産業を活用した新しい地場産業の創立に努め、地元における就業機会の確保を図ることとしている。

「第7 生活環境施設の整備計画」では、農山村において固有のゆたかな文化を継承しつつ、都市住民に遜色ない住民サービスの提供を図ることを目標としている。この目標達成のため、介護問題を抱える農家に対して、農業協同組合による在宅福祉サービスの提供を推進するとともに、ゆたかな定住ゾーンの実施に向けた拠点となる施設の整備を行うこととしている。

(15) 明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業 萩地区管理保全計画

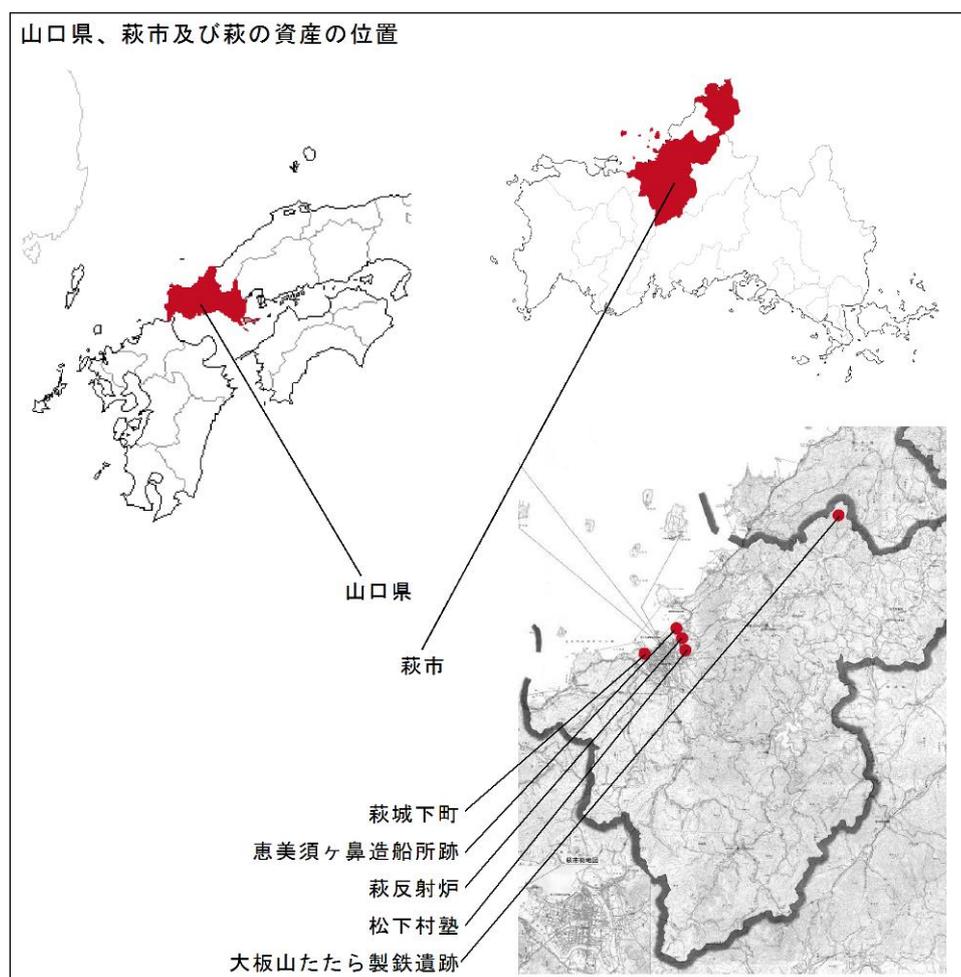
(平成 25 年 (2013) 4 月策定)

当計画は、萩の資産及び緩衝地帯の管理保全を確実なものとするため、産業遺産の管理保全に係る国際的議論の動向を踏まえた「明治日本の産業革命遺産 九州・山口と関連地域」における管理保全の一般方針及び枠組みについて、資産の所有者や地域コミュニティ等、関係者との連携のもと、萩市が策定したものである。

萩の資産は、国、山口県、萩市、松陰神社、山口県漁業協同組合、個人等によって所有されている。それぞれの土地は、管理保全の一般方針及び枠組みに基づき、文化財保護法上の史跡又は国選定重要伝統的建造物群保存地区として保全される。

萩の資産の管理保全については、推薦資産全体の管理保全体制のもと、関係機関の密接な連携や指導助言を踏まえ実施することとしている。資産個々の所有者・管理者においては、役割分担、経費負担を明確にし、資産の価値を理解、配慮したうえで管理を行うこととしている。

また、整備活用についても、産業遺産の整備等の在り方についての国際的な指針との整合性を確保する観点から、ICOMOS-TICCIH 共同原則等を踏まえて作成されたガイドラインである萩の資産における管理保全行為に関する留意点（萩地区管理保全協議会決定）を踏まえ、適切に実施することとしている。



(16) 萩ジオパーク構想基本計画・実行計画（平成29年（2017）12月策定）

萩の大地に寄り添い、大地に適した形でまちを築いてきた先人の知恵を学び、萩らしくあるために今に生きる私たちはどう振る舞えば良いのかを考え、萩らしい形にまちを発展させて未来の世代に引き継ぐことにより、地域の接続可能な発展を実現する。

萩ジオパーク構想は、「萩らしさ」を地球目線で楽しむことのできるまちづくりの新たな指針（羅針盤）に設定されている。

ア. 将来像（ビジョン）

地球の視点で「萩らしさ」が”見える” ”伝わる”まち

私たちは、これまで歴史の町として先人から引き継いだ萩らしい歴史や文化の保全に力を注いできました。

それは言い換えると、萩の大地の特徴を理解し、土地にあった暮らしを模索してきた人々の試行錯誤の記憶が失われることなく残っているということです。

私たちは、ジオパークの活動を通じて、萩で繰り広げられてきた大地と人の共生の姿を紐解き、人間社会を脈々と続く地球活動の一部として捉えなおすことで、萩らしさを根源から理解し、新たな価値観を創造します。そして、萩の大地により適した形で発展させて未来の世代に引き継ぎます。

イ. 活動の目標

① 地球目線で萩を『知る』（調査・研究、普及啓発・探求の取組み）

萩らしさとは何かを認識しよう！

この地に暮らす誰もが自分が住んでいる土地の成り立ちと関係を語ることができるまちにする。

② 地球目線で萩を『守る』（保全活動の推進）

萩らしさを磨き、輝き続けるふるさとを残していこう！

ジオサイトを正しく守り続ける仕組みをつくっていく。
地域住民と共に日常的に保全に携わり、未来へ伝えていけるまちにする。

③ 地球目線で萩を『創る』（産業振興・地域おこし）

萩らしさは私たちが創る！

このまちの至るところでジオツアーが定番化し、そこに新たな雇用が生まれる環境をつくる。

④ 地球目線で萩を『伝える』（教育、観光振興）

萩らしさを表現しよう！

「見る」・「遊ぶ」・「食べる」これら全てで大地のつながりを感じられるまちを創造する。

⑤ 地球目線で『繋がる』まちへ（ネットワーク連携）

**「大地と人」「人と人」「地域と地域」がつながる場を創ろう！
「過去と現在、そして未来」がつながる活動をしよう！**

ジオパーク内で横の繋がりが生まれ、地域間の交流が活発化するまちをつくり、ジオパーク間のネットワークが広がる活動を展開する。

ウ. 萩ジオパーク構想の推進体制

萩ジオパーク構想では、広くその価値や楽しさを地域住民や来訪者に理解してもらうため、今後も様々な活動を展開していく。

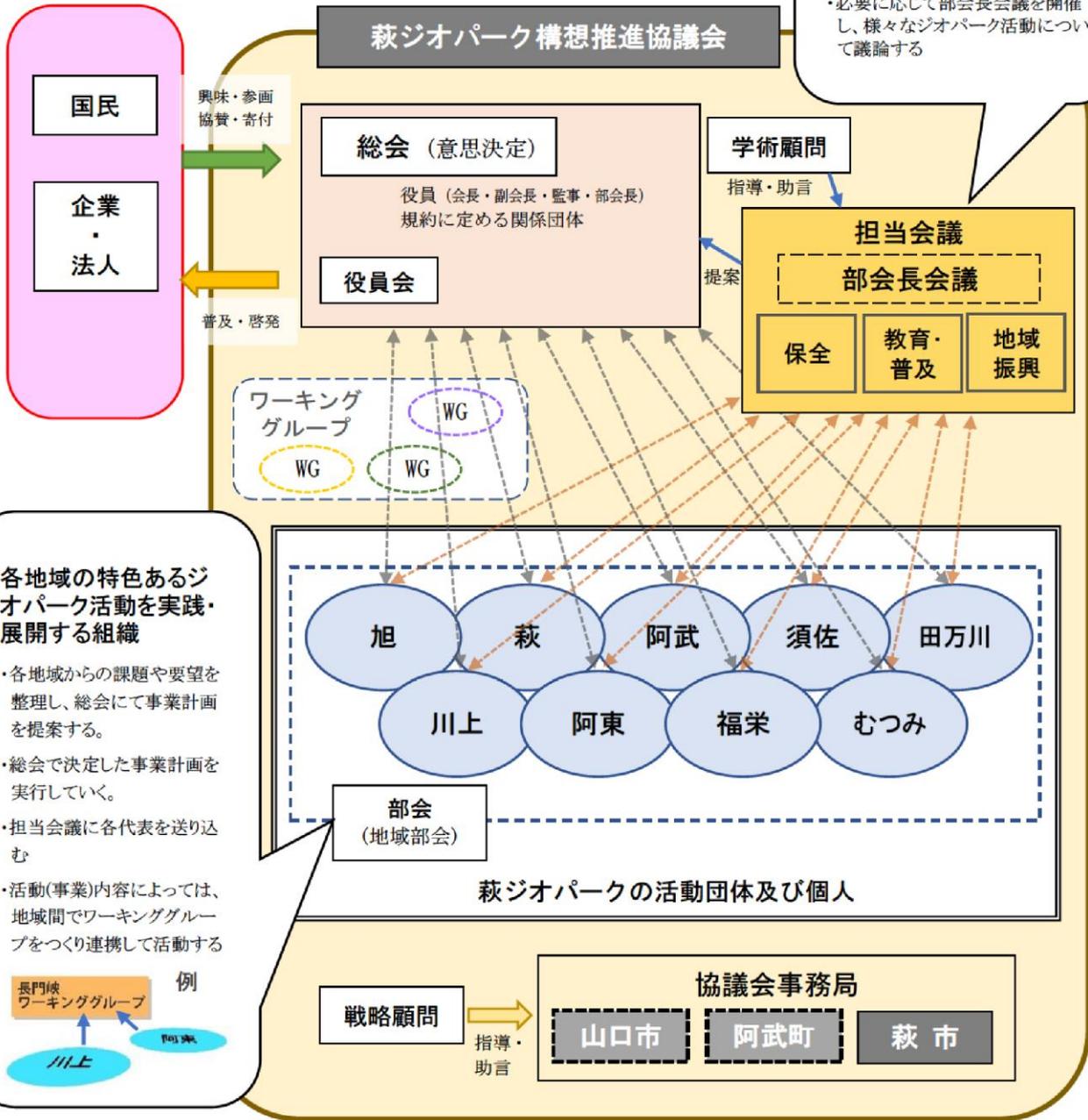
そのためには、この構想実現に向けた萩ジオパーク構想推進協議会のより良い体制づくりが必要であり、その体制の維持と進化・発展が求められる。

【萩ジオパーク構想の推進体制】

(目指す体制づくり)

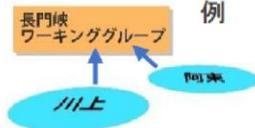
地域間ネットワーク

- ・各地域の活動の情報交換・情報共有を行うことで地域間連携を密にしていくとともに、全体のジオパーク活動のレベルアップを図る。
- ・必要に応じて部会長会議を開催し、様々なジオパーク活動について議論する



各地域の特色あるジオパーク活動を実践・展開する組織

- ・各地域からの課題や要望を整理し、総会にて事業計画を提案する。
- ・総会で決定した事業計画を実行していく。
- ・担当会議に各代表を送り込む
- ・活動(事業)内容によっては、地域間でワーキンググループをつくり連携して活動する



3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

(1) 歴史的建造物の保存・活用及び周辺環境の保全に関する方針

指定文化財は文化財保護法等に基づき、保存と活用を図る。

貴重な歴史的建造物などの未指定の文化財については、必要に応じた調査を実施しその資産価値を明らかにするとともに、歴史的価値の高い建造物については、萩市文化財保護条例及び文化財保護法に基づく文化財指定等を推進する。

さらに、景観重要建造物や本計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定を検討するなど、その歴史的建造物の保全と活用を図る。また、従来からある支援事業を継続していくとともに、歴史的建造物の所有者に対して支援事業に関する情報を広く発信する。

歴史的景観の保全を図るため、既存のまちづくりに関する法制度を活用するとともに、萩市景観計画による区域の指定による高さ制限や屋外広告物規制による掲出の誘導を行う。

また、歴史的風致の存在する周辺については、実情を再確認し、歩行空間の確保を最優先に、安全性の高い効率的な周遊ルートの設定に努める。

(2) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する方針

歴史と伝統を反映した人々の活動については、多くの活動が地域に依存しているが、過疎化の進行が著しい本市において、町内会や保存会等の単独組織のみでは活動の限界に近づいているものもあり、後継者及び指導者の確保を図るため、行政をはじめとする様々な活動組織と連携し、情報発信等の強化により、各伝統行事の重要性に対する理解を促進するとともに、市民が積極的に伝統文化に参画できる環境づくりを推進していく。また、萩焼をはじめとする伝統産業などの伝統文化の後継者の育成には多大な時間を要することもあり、これらの活動を産業・地域振興と連携させる取組を推進し、後継者の負担軽減を図る。

(3) 歴史的風致の普及・啓発に関する方針

市内外の人々が、本市固有の歴史的風致を理解し、認識を高めていくためには、歴史的風致を形成する歴史的建造物や文化、伝統等の人々の活動と合わせた一体的な情報を広く発信していく必要がある。また、市民及び来訪者に本市の歴史的風致を正しく理解してもらえるよう、説明看板や誘導サイン等の設置、観光パンフレットや各種ホームページの充実を図る。

近年は、外国人観光客の増加が顕著であり、今後もインバウンド対策を強化する必要がある。加えて、平成30年(2018)7月に日本版DMO法人として登録された(一社)萩市観光協会等との連携を図り、さらなる情報発信を行う。

4. 歴史的風致維持向上計画の推進体制

本計画の推進体制については、まちじゅう博物館推進課を事務局とした萩市市内推進体制を設置するとともに、歴史まちづくり法第 11 条に基づく「萩市歴史的風致維持向上計画協議会」において、計画の推進や計画変更等の協議・調整等を行うものとする。

また、必要に応じて、本市の文化財保護審議会及び景観審議会、文化財等所有者や関係団体と事業の推進に係る協議等を行う。

萩市歴史的風致維持向上計画の推進体制

